

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

京都地方検察庁検事正 西 山 卓 爾

記

1 公募に付する事項

- (1) 京都法務合同庁舎における食料等自動販売機の設置・維持管理及び商品の販売業務
- (2) 募集者数
1 者（法人、個人は問わない。）

2 物件概要

- (1) 設置場所
京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町 8 2 番地
京都法務合同庁舎本館 1 階
- (2) 使用許可開始日
令和 8 年 1 0 月 1 日
- (3) 募集台数等
軽食等食料自動販売機 1 台
又は
軽食等食料自動販売機 1 台を含む合計 3 台以内（軽食等食料自動販売機以外については、清涼飲料水自動販売機又は併用自動販売機（清涼飲料水、軽食等）とする。）

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものではない者として次の要件を満たす者であること。
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はそ

の者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

4 応募手続

募集要領等の交付を受けた上、企画提案書等を提出すること(提出期限必着)

(1) 募集要領等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和8年7月22日(水)から同年8月14日(金)までの平日(ただし、午前9時から午後5時まで。)

イ 交付場所

京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82番地

京都地方検察庁会計課国有財産係(担当:馬場、山口)

電話075-441-5995(直通)

ウ 交付方法

上記4(1)イの場所において、対面にて交付することとし、郵送、電子メール及びファクシミリによる交付は行わない。なお、受領する際に、受領者(担当者)の名刺と受領書に押印する印鑑を持参すること。

(2) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和8年8月14日(金)午後5時まで

イ 提出場所

上記4(1)イの場所

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(3) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成及び提出、その他本公募に参加するために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

5 選定方法

上記 3 の参加資格要件を備え、募集要項に沿った企画提案書の提出があった者の提案内容の審査を行い、その審査点が最も高い者を選定する。

6 企画提案書等の無効

本件公募公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した企画提案書等は無効とする。

7 その他

(1) 詳細は、募集要領等による。

(2) 提出期限後に提出された企画提案書等は受理しないものとする。